

熊谷駅南口地区地区計画

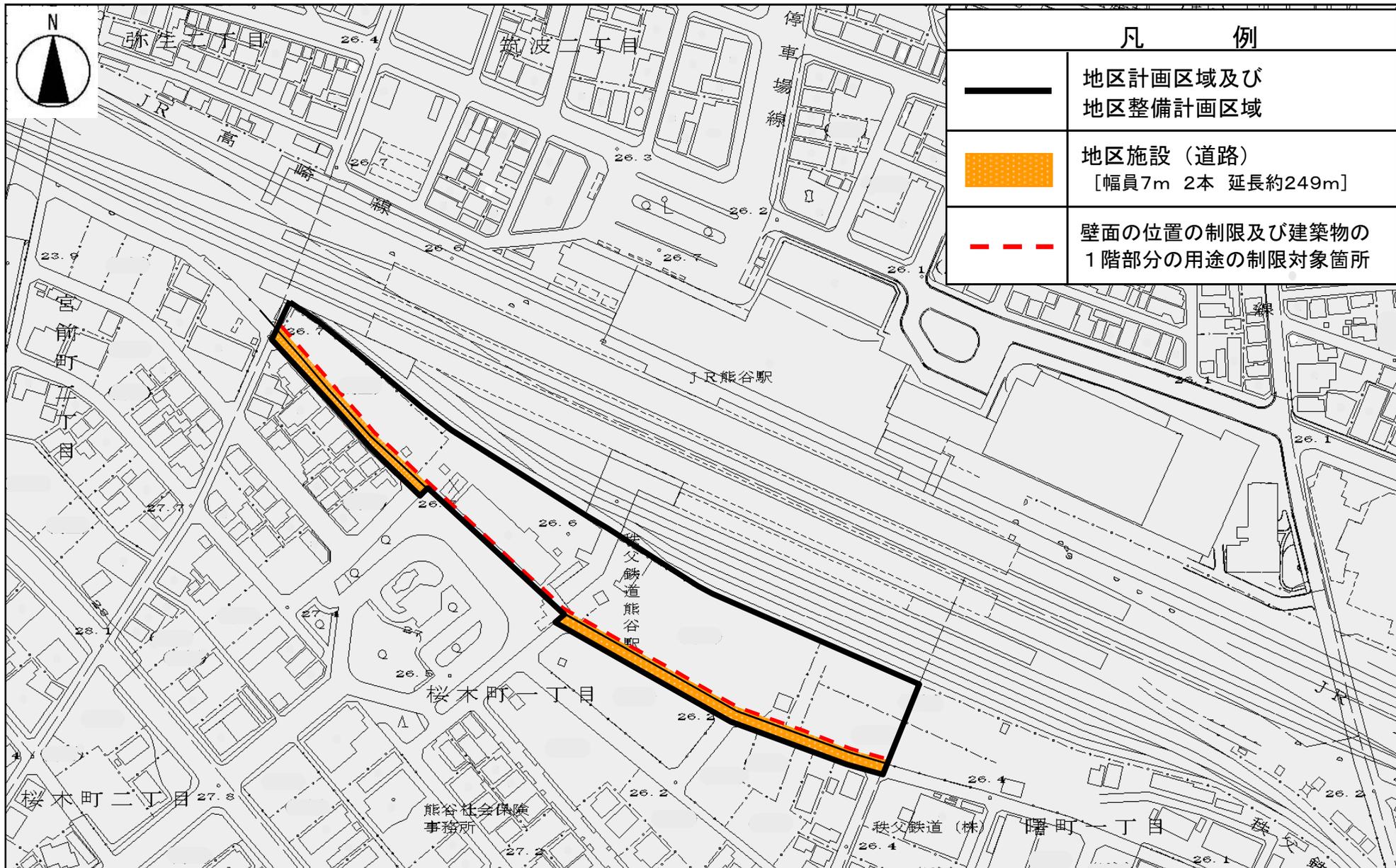
決定年月日 昭和62年 2月27日

変更年月日 平成12年 4月 6日

名称		熊谷駅南口地区地区計画
位置		熊谷市桜木町一丁目の一部
面積		約1.2ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	熊谷駅南口地区は、上越新幹線の停車、駅南北自由通路の開設及び駅南口交通広場等の整備により、新たな商業・業務施設の集積が見込まれる地区である。 そこで、健全な商業・業務地の育成と良好な商業環境の保全に努め、魅力ある都市空間の創造を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、熊谷駅正面口との機能分担と相乗効果を見込み、商業・業務施設の集積を図り、良好かつ魅力的な商業環境を形成、保全する。
	地区施設の整備方針	(道路) 地区内道路を計画的に整備し、利便性及び安全性の向上を図るとともに、ゆとりある都市空間を創造する。
	建築物等の整備方針	健全な商業環境及び良好な都市景観を創出するため、用途の混在化や建築物の過密化等による環境悪化を防止し、駅前にふさわしい形態、意匠を整えた建築物等を誘導する。 なお、地区内道路（駅前交通広場を含む）に接する建築物のうち、道路に面する1階部分の壁面はショーウィンドウ、又は、透視可能なシャッター構造に努める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	(道路) 幅員7m 2本 延長 約249m
	建築物等の用途の制限	1 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) まあじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの (2) キャバレーその他これに類するもの (3) 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 2 計画図に表示する道路に接する敷地にある建築物の1階部分のうち当該道路に面する部分は、次の各号に掲げる建築物の用途に供してはならない。 (1) 住宅(共同住宅、寄宿舎又は下宿を含む) (2) 工場(建築基準法施行令〈昭和25年政令第338号〉第130条の6に規定するものを除く。) (3) 倉庫業を営む倉庫
	敷地面積の最低限度	400㎡
	壁面の位置の制限	計画図に表示する道路（駅前交通広場を含む）に接する敷地にある建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は、0.5メートル以上でなければならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外壁の色彩は、白色系若しくは茶色系を基調とし、駅前にふさわしい色合いのものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり		

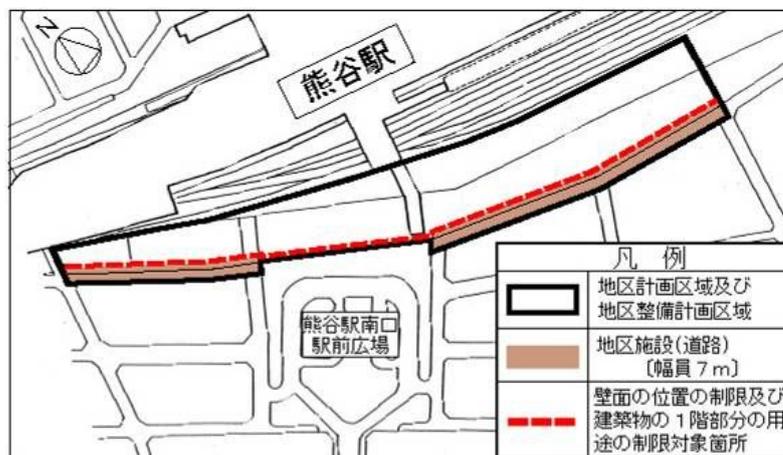
熊谷駅南口地区地区計画

計画図



《熊谷駅南口地区地区整備計画》 地区施設について

熊谷駅南口地区地区整備計画の地区施設（道路）については、以下の基準に適合するようお願いいたします。



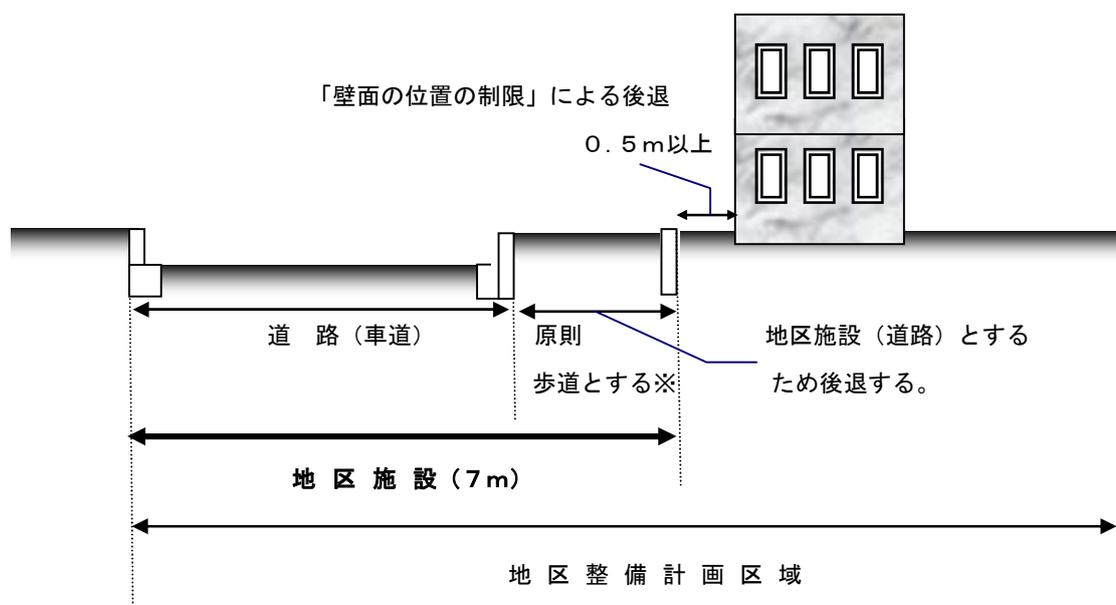
◆ 地区整備計画による基準 ◆

[地区施設の配置及び規模]

(道路) 幅員 7m 2本 延長 約249m

[壁面の位置の制限]

計画図に表示する道路（駅前交通広場を含む）に接する敷地にある建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は、0.5m以上でなければならない。



※地区施設（道路）となる敷地部分は、原則として歩道とし、開発事業者の方に整備及び費用負担していただきます。（車道として整備を希望される場合も同様）